

令和7年度 大阪港湾局インテックス大阪西ゲート前案内板広告募集要項

大阪港湾局では、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るとともに、新たな財源を確保することも目的として、所管施設を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり広告掲出者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名 称 インテックス大阪西ゲート前案内板
- (2) 所 在 地 大阪市住之江区南港北1丁目72番
- (3) 開放時間 24時間

2 募集内容

(1) 募集枠数

3枠（非電照、屋根・庇なし）

※既設の広告枠を利用させていただきます。

※広告掲出の申し込みがない掲出期間において、本募集要項の全部または一部、その他大阪港湾局事業に関する情報の掲出を行うことがあります。

(2) 募集する広告の種類

ポスター（縦1030mm×横728mm B1判）

(3) 掲出場所

インテックス大阪西ゲート前（別紙図面参照）

3 広告掲出料金

1ヶ月1枠につき 5,000円（税込）

(1) 月の途中から月末まで掲出する場合や日にちを限定して掲出する場合等、1ヶ月未満の掲出についても1ヶ月分の掲出料金とします。

(2) 大阪市広告事業協力広告代理店制度が適用されます。協力広告代理店が本市に納付する広告料は、上記の額から別に定める料率により算定した額を控除した額とします。

4 掲出できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第3条の規定に該当するもの。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条、各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

6 掲出期間

- ① 令和7年 4月1日(火曜日) ～ 令和7年 4月30日(水曜日)
- ② 令和7年 5月1日(木曜日) ～ 令和7年 5月31日(土曜日)
- ③ 令和7年 6月1日(日曜日) ～ 令和7年 6月30日(月曜日)
- ④ 令和7年 7月1日(火曜日) ～ 令和7年 7月31日(木曜日)
- ⑤ 令和7年 8月1日(金曜日) ～ 令和7年 8月31日(日曜日)
- ⑥ 令和7年 9月1日(月曜日) ～ 令和7年 9月30日(火曜日)
- ⑦ 令和7年 10月1日(水曜日) ～ 令和7年 10月31日(金曜日)
- ⑧ 令和7年 11月1日(土曜日) ～ 令和7年 11月30日(日曜日)
- ⑨ 令和7年 12月1日(月曜日) ～ 令和7年 12月31日(水曜日)
- ⑩ 令和8年 1月1日(木曜日) ～ 令和8年 1月31日(土曜日)
- ⑪ 令和8年 2月1日(日曜日) ～ 令和8年 2月28日(土曜日)
- ⑫ 令和8年 3月1日(日曜日) ～ 令和8年 3月31日(火曜日)

(1) 1ヶ月単位での申し込みとなります。

(2) 広告掲出事業者の希望により、2つ以上の期間を連続して掲載することができます。

7 申込方法等

(1) 申込受付期限

掲出期間①の場合	令和7年 3月 7日(金曜日)17時まで
掲出期間②の場合	令和7年 4月 4日(金曜日)17時まで
掲出期間③の場合	令和7年 5月 9日(金曜日)17時まで
掲出期間④の場合	令和7年 6月 6日(金曜日)17時まで
掲出期間⑤の場合	令和7年 7月 4日(金曜日)17時まで
掲出期間⑥の場合	令和7年 8月 1日(金曜日)17時まで
掲出期間⑦の場合	令和7年 9月 5日(金曜日)17時まで
掲出期間⑧の場合	令和7年 10月 3日(金曜日)17時まで
掲出期間⑨の場合	令和7年 11月 7日(金曜日)17時まで
掲出期間⑩の場合	令和7年 12月 5日(金曜日)17時まで
掲出期間⑪の場合	令和8年 1月 9日(金曜日)17時まで
掲出期間⑫の場合	令和8年 2月 6日(金曜日)17時まで

(2) 申込方法

大阪港湾局インテックス大阪西ゲート前案内板広告掲出申込書(様式1)をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ広告原稿(A4判縮刷)を添えて持参、送付、または電話及びE-mail(件名を「【道路担当】広告申込」としてください。[E-mailアドレス]na0016@city.osaka.lg.jp)のいずれかで、大阪港湾局計画整備部施設管理課まで申し込んでください。送付の場合は、申込受付期限までに必着とします。

申し込みにあたっては、大阪港湾局行政財産広告掲出要領を必ず参照してください。

(3) 広告掲出者の決定方法

先着順で申し込みを受け付け、「大阪市行政財産広告取扱規則」及び「大阪港湾局行政財産広告掲出要領」に基づき申込内容を審査のうえ、広告掲出者を決定します。

同時かつ同一枠番号に申し込みが複数ある場合は、申し込み月数が多い方を優先し、申し込み月数が同じ場合は、抽選により決定します。抽選は大阪港湾局計画整備部施設管理課職員が行いますが、立会を希望される場合は、様式1により申し出てください。

(4) 広告掲出決定通知

申し込みをされた方には、大阪港湾局から、申し込みがあった広告について掲出若しくは非掲出の決定通知を送付します。

(5) 広告掲出者の手続き

- ① 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定する期日までに、大阪港湾局インテックス大阪西ゲート前案内板広告掲出許可申請書（様式2）により広告掲出許可の申請をしていただきます。申請書には、広告原稿（A4判縮刷）及び位置図（本要項の「掲出場所」ページを印刷し代用いただいて結構です）を添付してください。許可は様式1に記載された名義で行います。
- ② 広告掲出許可申請とは別に、建設局へ[屋外広告物許可申請](#)（手数料として950円必要）を行ってください。
- ③ 屋外広告物の許可書を受け取られましたら、その写しを大阪港湾局計画整備部施設管理課まで提出してください。
- ④ 屋外広告物の許可書を確認後、広告掲出許可書、納入通知書を交付いたしますので、指定された期限までに広告料金を納めていただきます。
- ⑤ 掲出する広告を大阪港湾局計画整備部施設管理課に提出していただき、承認を得た広告の掲出作業を行っていただきます。
- ⑥ 広告を掲出し、現場写真をメールにて送付していただいた場合は、提出を求めないこととします。

(6) 広告掲出変更の手続き

掲出許可期間中に広告の意匠等の変更を希望される場合は、大阪港湾局インテックス大阪西ゲート前案内板広告掲出変更申請書（様式3）をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、広告原稿（A4判縮刷）を添えて、大阪港湾局計画整備部施設管理課まで提出してください。決定通知は(4)の手続きに準じます。

8 その他

- (1) 広告入替等の作業中は、通行者の支障にならないように行ってください。
- (2) 広告掲出期間は厳守してください。特に掲出期限日に留意のうえ、必ず期限までに広告を撤去してください。
- (3) 掲出された広告の破損、盗難、滅失について本市は責任を負いません。当該事象が発

生した場合は、広告掲出者により速やかに対応してください。
(4) 掲出場所は屋外です。掲出場所の環境に配慮してください。

9 問い合わせ先・申込窓口

〒552-0022

大阪市港区海岸通3丁目4番28号

大阪港湾局 計画整備部 施設管理課 (道路担当)

電話：06-6572-2674